

SHIP 工房 利用規約

〔目的〕

第1条 品川産業支援交流施設“SHIP（「シップ」）”（以下、「本施設」という。）の工房利用者（以下、「利用者」という。）は、本規約のほか、品川区立品川産業支援交流施設条例、同施行規則ならびに SHIP オープンラウンジ利用規約等を遵守するものとします。

〔機器利用の提供〕

第2条 品川ビジネスクラブ（以下、「クラブ」という。）は、機器利用申込書および承諾書に記載した範囲において、次条に該当する者に対して機器利用を承諾します。

〔利用資格〕

第3条 工房は以下のいずれかに該当する方が利用することができます。

- (1)本施設オフィスの入居企業
- (2)本施設のオープンラウンジの会員
- (3)クラブが必要と認める者

〔機器構成〕

第3条の2 工房は以下の機器で構成されます。

カテゴリー	機器名	メーカー	名称 型番	個数
積層造形	3Dプリンター（光造形）	KEYENCE	AGILISTA AGILISTA-3100	1
	3Dプリンター（熱溶解積層）	MakerBot	Replicator 2X	2
	3Dプリンター（熱溶解積層）	MUTOH	Value 3D Magix MF-2000	2
切削	切削加工機	Roland	MMODELA MDX-40A	1
彫刻	レーザーカッター	GCC	コンパクトレーザー加工機 LaserPro Venus II	1
測定	測定顕微鏡	Nikon	次世代測定顕微鏡 MM-400/T	1
観察	卓上走査型電子顕微鏡	日立ハイテク	NeoScope TM3030Plus	1
切断	金属用ラボカッター	マルトー	金属用ラボカッター MC-122	1

研磨	卓上自動研磨機	マルトー	ダイヤラップ Ace ML-160A	1
読込	3D レーザースキャナー	3D SYSTEMS	NextEngine HDPro	1
データ 作成	CAD ソフト (STL データ編集)	セイロ ジャパン	STL EDITOR	1
	CAD ソフト (アート系)	グラボテック	3Shaper	1
	CAD ソフト (モデリング)	スペースクライ ムジャパン	SpaceClaimEngineer	1

〔利用料金〕

第4条 工場の利用料金として、540円/時間（税込）をお支払いただきます。なお、工場利用料金には、機器1台分の利用が含まれます。（追加の機器を利用される場合は、機器1台につき540円/時間（税込）をお支払いただきます。）

2 前条の3Dプリンター（光造形）、測定顕微鏡および卓上走査電子顕微鏡は、工場利用料金にくわえて機器1台につき324円/時間（税込）を特別機器利用料としてお支払いただきます。

3 機器利用の際の材料費等は、別途お支払いいただきます。

4 初めて利用される方および機器の操作で助言・指導を受けたい方は、1,080円/2時間（税込）で技術サポートを受けることができます。

〔機器の利用申込み〕

第5条 利用者は、利用2ヶ月前の同日よりクラブに提出するものとします。

2 クラブは前項の申込みに対し、利用者と協議のうえ、利用日時や日数、使用機器を変更できるものとします。

3 利用者は、自己都合により、利用日時や日数、使用機器等を変更する場合、直ちにクラブに変更の申出を行うものとし、クラブの承諾を得るものとします。

4 クラブの承諾を得ず、利用日時や日数、使用機器等を変更し、機器を利用したときは、本規約に定める利用者の責務に違反したものとみなします。

〔利用時間〕

第6条 機器の利用時間は、平日は午前9時から午後10時まで、土日・祝日は午前9時から午後6時までとします。

2 本施設のオフィス入居者は、第1項で定める時間にかかわらず、レーザーカッターを除くクラブが指定する機器を利用することができます。ただし、3Dプリンター（光造形・熱溶解積層）・3Dスキャナーを除く機器は無人運転することはできません。

3 機器利用のための準備および片付けに要する時間は、利用時間に含まれるものとします。

〔契約締結の拒否〕

第7条 クラブは、利用者が下記の事項のいずれか一つにでも該当することが判明した場合は、利用者に対し機器利用の申請を承諾しないことができるものとします。

- ①利用者が申込みの際して、故意過失の有無にかかわらず、他人名義や架空名義の利用、虚偽記載、誤記など事実と異なる記載がある場合または署名欄に記入漏れがある場合
- ②利用者の使用目的、利用方法が国内法令等に抵触するおそれがある場合
- ③品川区またはクラブに支払うべき利用料金を利用者が滞納しているとき
- ④利用者が申込後に、利用者の都合により機器利用を行わないことが複数回行われた場合
- ⑤利用者の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすと判断される場合
- ⑥その他、クラブが利用者の機器利用を不適切または不相当と判断した場合

〔契約の成立時期〕

第8条 機器利用の契約は第5条の規定による利用者からの申込みに基づきクラブが受付印を押印し、機器利用申込書および承諾書を利用者に交付した日をもって締結されたものとします。

〔支払〕

第9条 利用者は、原則として機器利用後、直ちに利用料金を現金で支払うものとします。

〔機密保持〕

第10条 クラブは、利用者から口頭もしくは書面により開示または提供された技術情報ならびに機器利用の結果、その他機器利用にあたり知り得た利用者の営業上、技術上の情報（以下、総称して「機密情報」という。）について、利用者の書面による事前同意なしには、これらを当該機器利用以外の目的に使用せず、かつ第三者に開示または漏洩をいたしません。ただし、次の各号の一つに該当する機密情報についてはこの限りではありません。

- (1) 利用者から機密情報の提供または開示を受ける前に既にクラブが所有または取得していたもの
- (2) 利用者から機密情報の提供または開示を受ける前に印刷物等で既に公知となっていたかまたは当該提供もしくは開示後、クラブの責めによらず公知となったもの
- (3) 利用者から機密情報の提供または開示を受けた後、クラブが利用者に対する機密保持義務を課されることなく、正当な権限を有する第三者から合法的に取得していたもの
- (4) 司法機関、捜査機関より開示の要請を受けたもの

〔クラブの責務〕

第11条 クラブは、善良なる管理者の注意をもって、クラブの受付印が押印された機器利用申込書および承諾書に記載された機器を整備し（自主校正を含む）、必要な場合は校正を行うものとします。

〔利用者の責務〕

第12条 利用者は、機器利用にあたっては、本規約、ならびに機器毎に定める取扱説明書およびクラブの担当者の指示に従い、善良なる管理者の注意を以て取り扱うものとします。

2 利用者は、クラブから機器利用の目的、内容等について説明を求められたときは、これに応じなければな

らないものとしします。

- 3 利用者の故意または過失による機器の毀損、汚損、変質その他事故が発生した場合、クラブまたは第三者に生じた損害の賠償責任は利用者が負うものとしします。
- 4 利用者は、機器利用申込書および承諾書に記載した法人の従業員（雇用関係を有する者）、個人が機器を利用するものとし、第三者に機器利用させてはならないものとしします。
- 5 利用者は、機器をクラブの指定した場所において利用するものとし、指定場所から機器を持ち出すことを禁止します。ただし、熱溶解積層の3Dプリンター4台は除くものとしします。
- 6 利用者が、機器の分解、改造、設定の変更等することを禁止します。
- 7 本施設、機器、機器利用状況等の撮影行為は、クラブの承諾を得た場合に限るものとしします。
- 8 利用者は、利用時間終了までに機器および利用場所を利用開始前の状態（原状）に復して、返還するものとしします。原状に復すことなく返還を行った場合、利用者は、クラブが原状の回復に要した費用または原状回復作業のために要した時間を利用時間とみなし当該利用時間分の料金相当額を負担するものとしします。

〔中止措置〕

第13条 クラブは、次の各号の一つに該当するときは、利用者に対し、直ちに機器利用を中止させることができるものとしします。

- (1) 利用者が本規約または機器毎に定める取扱説明書などに違反したとき
- (2) 利用者が本規約に定める責務を怠ったとき
- (3) 利用者の持込品が人体や環境等に悪影響を及ぼすことが判明したとき
- (4) 前各号のほか、利用者の責めに帰すべき事由により、直ちに機器利用を中止させることが適当であるとクラブが認めるとき

2 第1項の規定による機器利用の中止を受けた場合においても、利用者はそれまでの利用時間分の料金を負担するものとしします。また、クラブが損害を受けているときは、その賠償を利用者に請求することができるものとしします。

3 機器利用の中止にあたり、その理由が国内法令等に抵触する場合、クラブは公益通報を行えるものとしします。

〔結果の利用〕

第14条 クラブは、機器利用による測定結果、測定数値、その他機器利用の結果については、いかなる意味においても保証を行わず、利用者が機器利用の結果を利用することにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとしします。

2 クラブは、機器利用の結果またはその利用が、いかなる第三者の特許権、実用新案権、著作権、またはその他の知的財産権等を侵害しないことを保証するものではないものとしします。

〔名義使用の禁止〕

第15条 機器利用によって得られた試験結果等を利用者が作成する広告物、チラシ、その他第三者に提示する書面（紙面によるもの他、ウェブサイト、ブログ、SNS等を含みます。）に掲載するにあたり、本施設ならびにクラブの名義その他クラブを示す名称、呼称、シンボルマークその他の標章（以下、「標章等」）を使用

することはできません。

2 利用者が前項に違反した場合、クラブは機器利用によって得られた結果に関連して本施設ならびにクラブの標章等を使用した利用者に対して、名義使用の中止、広告等の回収、謝罪広告等の掲載および損害賠償を求めることができるものとします。

3 利用者が承諾を与えた第三者が、機器利用によって得られた結果に関連して本施設ならびにクラブの標章等を使用した場合、利用者は第三者に代わり、広告等の回収、謝罪広告等の掲載および損害の賠償を行うものとします。

〔ライセンス制度〕

第16条 利用者が技術サポートなしで機器を利用するためには、機器ごとに定められたライセンスを取得しなければならないものとします。ただし、データ作成用のCADソフト3種類の利用は除きます。

2 ライセンスの取得には、利用方法取得講座を受講した後、実際の機器利用において一人で安全に機器を利用できると判断された方にのみライセンスの発行をいたします。

3 ライセンス発行の際には別紙の誓約書に同意し、記入していただく必要があります。

4 ライセンス取得後、クラブが利用者の失念による技術的な指導を必要と認める場合、利用者は利用方法習得講座を再受講した後に機器を利用することができるものとします。

5 利用方法習得講習の料金は、1講習当たり1,080円(税込)をお支払いいただきます。

6 ライセンスは個人単位で発行し、有効期限は当分の間設けないものとします。ただし、故意または重大な過失により機器に重大な損害を与えた場合はライセンスを取り消すことがあります。

7 第4条の技術サポートを受ける場合には、ライセンス取得前でも機器を利用することができます。

〔免責〕

第17条 利用者がけが等の事故および損失を負ったときは、クラブの責めに帰すべき事由により生じたことが明らかな場合を除き、クラブは一切責任を負わないものとします。

〔不可抗力〕

第18条 クラブは、天災地変、機器の故障、輸送時の破損などその他のクラブの責めに帰する事ができない事由により契約の履行が困難になったときは、利用者に機器利用日の延期を求め、または、契約の解除を求めることができるものとします。

〔権利譲渡禁止〕

第19条 利用者は、機器利用契約に基づく一切の権利・義務を第三者に譲渡し、または担保に供する等の処分をできないものとします。

〔準拠法および合意管轄〕

第20条 本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の唯一の管轄裁判所とします。

〔規約等の改訂〕

第21条 クラブは本規約ならびに機器の取扱説明書などを随時変更ができるものとします。この場合、クラブは会員に対して事前にホームページやソーシャルネットワークサービスにおいて告知するものとします。

2 利用者は、変更した規約等に従うものとします。これに従わない場合は、クラブは当該機器利用の契約を中止または解除できるものとします。

〔協議〕

第 22 条 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に関する疑義については、クラブおよび利用者は誠意をもって協議のうえ決定するものとします。

附則 本規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 2 月 1 日改定